

法人の方、社会保険の手続きをお忘れなく！

今回のキャスト

社長 藤田匠、社員 西園寺千代、剪主 伝法院千里

大事な書類が紛失!? 慌てて探しはじめた藤田社長。提出期限が迫った社会保険の届け出用紙だった。

伝法院 藤田社長、千代さん、こんにちは。今年は長梅雨の冷夏なので農作物の状態も大変なんじゃないですか? えっ、どうかしましたか? なんだかやけにビックリされているように感じますが。

藤田 申し訳ありません! 伝法院先生に大切だと言われていた「茶色A4の封筒」が行方不明で。この机の上に昨日まであったのですが。

伝法院 それはまずいですね。あの封筒は「社会保険の算定基礎届」といって、保険料を決める標準報酬月額を見直し決定するための、とても大切な書類です。みんなで手分けして探しましょう!

藤田 ありました!

伝法院 いやー、よかった!

藤田 失礼しました。

伝法院 法人化して数年なので、まだ取り扱いに慣れていないんですよ。経営者としては保険料の負担も大きいので、厄介な面もあるかもしれませんが、働く人の立場から考えるととても大事なことです。もち

ろん、藤田社長も十分に理解されていると思いますけど。

藤田 一生懸命働いてくれているみんなにも申し訳ない。大切なものだということが身に沁みました。

伝法院 いまの時代、農業法人であっても、若い世代は他の業界の会社と同じ基準で比べて就職先を選んでいます。アルパカファームでも、給与の水準を高めたり、労働基準法で免除されている項目にも配慮して

就業規則を定めたり、農業の業界のなかでは暗黙の了解で許されていることにも目を瞑らず、改善に取り組んできたじゃないですか。だからこそ、就職先の最低条件の福利厚生として考えられる社会保険の手続きを、ないがしろにしてはいけないと思います。そういう気持ちで、改めて農業経営に取り組んでいただきたいですね。

藤田 はい、おっしゃるとおりですね。選ばれる会社になりたいという気持ちを思い出して取り組みます。

クラウドツールの活用

生産性向上! 最近では社会保険関係手続きのクラウドツール(SmartHRや労務ステーションなど)を使用することで「算定基礎届」を手軽に作成することができます。

インターネットが繋がれば従業員が自身の情報を直接クラウドツールへ入力。経営者・人事担当者は、いつでもどこでも入社情報を確認でき、転記する必要もなく、ペーパーレスでそのまま手続き(電子申請)が可能です。

給与計算もクラウドシステムで行なえば、1クリックで手続きシステムへ給与データが移り、入力時のヒューマンエラーがなくなるとともに、申請までスピーディー。最新の税制・社会保険関係の法改正に自動で対応。手続き窓口への移動・待ち時間から解放、郵送等の時間とコストが削減できます。

今回の執筆者

矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー/
行政書士/
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

▶ 社会保険料算定のために必要な手続き ◀

事業主は毎年1回、事業所に使用される従業員など健康保険・厚生年金保険の被保険者の4月から6月までの報酬月額を届け出て、各被保険者の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といい、その届け出を「算定基礎届」といいます。

被保険者が実際に受ける給料などの報酬は、昇降給や手当の支給などにより変動します。そうすると、実際に受ける報酬がすでに決められている標準報酬月額と大きくかけ離れてしまうことがあります。それを毎年1回定期的に届け出て見直すために定時決定（算定基礎届）が行なわれます。

定時決定（算定基礎届）

①対象になる人

7月1日時点で雇用している全ての被保険者

②対象にならない人

下記の(1)～(4)のいずれかに該当する方は算定基礎届への記載は不要。

- (1) その年の6月30日以前に退職した方
- (2) その年の6月1日から7月1日までに資格取得（保険に加入）した方
- (3) その年の7月から9月までに月額変更届を提出する方
- (4) その年の7月から9月までに育児休業等終了時に変更届を提出する方

③報酬月額の算出方法 / 標準報酬月額の決定

4月・5月・6月の3カ月（いずれも支払基礎日数17日以上）に受けた報酬の総額をその期間の総月数で割った額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

④定時決定で見直された標準報酬月額の有効期間

その年の9月から翌年8月まで1年間適用されます。新しい標準報酬月額に基づいた保険料の支払いは9

月分からとなります。

⑤提出について

提出時期：毎年7月10日まで

提出するもの：算定基礎届・算定基礎総括表・算定基礎総括表附表（雇用に関する調査票）

※届出用紙（算定基礎届等）については毎年5月下旬から6月までの間に順次事前送付されます。

提出先：健康保険組合・年金事務所（※協会けんぽの方は年金事務所のみ）

提出方法：電子申請・郵送・窓口持参

⑥標準報酬月額は通知される

算定基礎届を提出した後は、標準報酬月額が決まると保険者から「標準報酬月額決定通知書」が送られてきます。その年の9月から翌年8月まで適用されます。通知書の内容をもとに毎月の給与計算を行なっていきましょう。

随時改定（月額変更届）

従業員の報酬が大きく増減したときには、標準報酬月額の改定が必要になります。これを「随時改定」、その届け出を「月額変更届」といいます。原則として、以下の条件をすべて満たしたときには届け出なくてはなりません。

- ① 固定的賃金に変動があった
- ② 3カ月連続して報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた（等級は都道府県別に定められた「標準報酬月額表」に基づく）
- ③ 3カ月とも支払い基礎日数が17日以上

翌年の算定基礎届の提出時期を待たずに標準報酬月額を変更しなければならないことに注意してください。提出時期は報酬変動後連続3カ月を経た翌月です。

例：標準報酬月額の計算（「月給制、欠勤控除なし」の一般的な場合）

	4月	5月	6月
賃金支払基礎日数	31日	30日	31日
給与額	285,000円	293,000円	293,000円

$$\frac{285,000 \text{円 (4月)} + 293,000 \text{円 (5月)} + 293,000 \text{円 (6月)}}{3 \text{カ月}} = 290,333 \text{円}$$

毎月15日締め切り、当月25日払いとして、4月は3月16日～4月15日までの給与計算となるため、4月の支払基礎日数欄に「31日」を記入（特定適用事業所に勤務する短時間労働者の支払基礎日数は11日以上）。算出した額を都道府県ごとに定められた「標準報酬月額表」に当てはめる。例の場合、報酬月額が290,333円となるので、標準報酬月額は「300,000円」となる。